

新生存権裁判東京

みなさんの裁判傍聴署名協力をお願いします



日時 **10月16日(月)**
集合時間 **12:30**
集合場所 **東京地裁前**

12:30~13:00 地裁前宣伝行動、署名提出
13:30~ 103号法廷 口頭弁論傍聴
閉廷後、報告集会会場へ移動
16:00~ 報告集会 (法廷が延びた場合は閉廷45分後)
※会場 第2衆議員会館 第1会議室

原告の方には交通費が
です。

ひとり
みんな
はみんな
のため
に

街頭<<宣伝・署名>>行動

[とき] **9月9日(土)17時~18時**

[ところ] **JR巣鴨駅 駅頭**

提訴以来8年が経過する新生存権裁判は、全国29の地裁で、30訴訟が争われ、これまでに21の地裁で判決(2023.5.31現在)が出され、原告が11勝10敗と勝ち越し、原告優位の状況になってきています。

来年3月末までには後発の東京地裁での判決が出される予定です。今年、勝利判決に向けての正念場!東京でも新生存権裁判での必勝をめざし、多くのみなさんのご協力をお願い致します。



主催: 生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先: 〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階(都生連)

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

原告の方からは、「家族が誹謗中傷の被害を受けており、非常に怒りを感じている」「わたしたちの生活をなにも知らずとせず、ただなにもせず怠けているという人がいるが許せない。抗議の声をあげていきたい」という発言や、「ネットで誹謗中傷を受けている。この裁判のことを発信したところ、さらに税金をもらおうとしているのかと言われた」「生活保護で楽をしようとしているわけではない。障がいや病気もあり、1日1日を毎日どうやって生きていこうかと考え生活している。自分のこうした立場から何か学べないか、発信できないかと考え駅頭で署名活動や学習会を行っている」といった発言がありました。



集会の最後に、窪田事務局長から以下の訴えがありました。

今回の傍聴は約60人の参加となりましたが、傍聴席は84席あります。次回10月16日は、原告の意見陳述も行われます。次回はさらに周りの人に呼びかけて、傍聴席があふれるくらいにしましょう。社会が注目しているということを示して、公正な判決を得て勝利しましょう。

また その前の9月9日には、巢鴨駅前で宣伝行動を行います。署名は判決が出るまでに5万筆を集める目標です。本日提出した分で3万筆となりました。あともう一息、頑張りましょう。

10月7日には「原告を励ますつどい」を立川の会場を借りて開催する予定です。

本日は、はじめて取材に訪れたマスコミの方、複数政党からの参加もあり、支援の輪が広がっている状況です。勝利判決に向けて、引き続き頑張っていきましょう。

今後の予定

口頭弁論

10/16 (月) 13時半～ 原告数名から生活実態を伝える意見陳述を予定
12/12 (火) 13時半～ 結審
年明け2月～3月 判決

街頭署名・宣伝行動

9月9日 (土) 17時～ 巢鴨駅

原告を励ますつどい

10月7日 (土) 地域保健企画ビル6階会議室 (立川)



署名集め、法廷への傍聴、街頭宣伝へのご参加、心よりお願いいたします。